

令和4年度 多治見市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 一般廃棄物の排出状況

（ア）ごみ

項目\年度		令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)	単位
(1) 処理対象人口		109,675	106,229	106,543	人
(2) 計画収集人口		109,675	106,229	106,543	人
(3) 1人1日平均排出量(生活系のみ)		501	483	495	グラム
(4) 排出量		97.6	87.3	91.8	トン/日
	燃やすごみ	87.6	80.9	85.1	トン/日
	破碎ごみ	1.2	0.3	0.6	トン/日
	粗大ごみ	-	-	-	トン/日
	資源	7.0	5.2	4.9	トン/日
	埋立ごみ	1.8	0.9	1.2	トン/日
(5) 要収集量 (直接収集量)	燃やすごみ	49.4	48.4	48.0	トン/日
	破碎ごみ	0.7	0.4	0.6	トン/日
	資源	5.0	6.3	6.8	トン/日
(6) 直接搬入量・自己搬入量					
1) 生活系	燃やすごみ	8.0	5.8	6.7	トン/日
	破碎ごみ	1.2	0.2	0.6	トン/日
	資源	2.0	1.9	1.9	トン/日
	埋立ごみ	0.6	0.7	0.6	トン/日
2) 事業系(許可業者による搬入を含む。)		33.6	29.9	33.7	トン/日
(7) 産業廃棄物の併せ処理		8.5	8.2	8.5	トン/日
	(うち最終処分)	3.3	3.2	3.2	トン/日
(8) 排出抑制・再資源化	集団資源回収	3.2	5.7	4.8	トン/日
	生ごみ堆肥化	0.2	0.3	0.3	トン/日

※令和2年度の人口は令和2年10月1日現在、令和3年度及び令和4年度の数値は「第3次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」及び過去3カ年の実績に基づくものである。

（イ）し尿等

項目\年度	令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)	単位
(1) 処理対象人口	108,931	108,298	107,376	人
(2) 計画収集人口	2,363	1,300	1,000	人
(3) 排出量	23.2	24	23.8	キロリットル/日
	し尿	6.0	6.5	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	17.2	17.5	キロリットル/日
(4) 要収集量	23.2	24	23.8	キロリットル/日
	し尿	6.0	6.5	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	17.2	17.5	キロリットル/日

※令和2年度の人口は令和2年4月1日現在、令和3年度及び令和4年度の数値は「多治見市生活排水処理基本計画」に基づくものである。

4. 一般廃棄物の処理主体

(アー１) ごみ

形態	内訳		収集運搬	中間 処理	最終 処分	備考
市が収集運搬 するもの (一部 委託業者)	家庭系	燃やすごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	三の倉セ ンターで 焼却後発 生する飛 灰は、無 害化処理 後、大畑 センター 及び愛岐 処分場で 最終処分 を行う。
		破砕ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		粗大ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		資 源	委託業者	市	資源化	
事業者が搬入	事業系 (一部家庭系)	事業活動等 に伴って生 じる廃棄物	事業者・許可業者	市	市	
許可業者が 搬入				許可業者 (剪定木 等の破砕 処理)	資源化	
許可業者が 運搬	事業系	事業系のう ち食品リサ イクル法に 関する食品 残渣	許可業者	再生利用 事業者	飼料化	

(アー２) ごみ処理手数料等

種別	取扱区分	区分	手数料
一般廃棄物	一般家庭	収集運搬 処理	指定ごみ袋 大10枚入り 1セット
		指定ごみ袋 中15枚入り 1セット	520円
		指定ごみ袋 小25枚入り 1セット	520円
		粗大ごみシールを貼りつけた粗大 ごみ 1個につき	520円
	事業者 許可業者	処理施設 持込み	20キログラムまでごとに
		指定地持 込み	スプリングマットレス 1枚につき
産業廃棄物	事業者	処理施設 持込み	20キログラムまでごとに
家電製品 取扱手数料	指定地持込み	家電製品 (エアコン、テレビ、冷 蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥 機) 1台につき	210円 (蛍光管の持込みは、 この額に 1本につき 20円を加算する。)

※一般家庭資源及び美化ボランティア袋は無料

(イー１) し尿等

種 別	収集運搬	最終処分
し 尿	委託業者	市
浄化槽	許可業者	市

(イー２) し尿処理手数料等

種別	取 扱 区 分			手数料
し尿 処理	定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1 人月額	660円
	従量料金	多量排出のため定額料金による ことが不適當なもの	18リットルまでごとに	300円
	割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数 が1月1回を超えるもの	1 回を超える 1 回ごとに	680円
		イ 定額料金該当者で収集位置 を異にする便所が1箇所を超 えるもの	1 箇所を超える 1 箇所ご とに	340円
		ウ 定額及び従量料金該当者で 2本を超えるサクションホー ス(1本20メートル)を使用し て収集するもの	1 回	680円
	仮設便所 に係る 料金	仮設便所でその都度収集するも の	1 基(集合便槽等特殊なも のは、便器1つ)について 1 回ごとに	4,190円
汚泥 処理	許可業者	浄化槽汚泥のし尿処理場投入	180リットルまでごとに	80円
		浄化槽の脱水汚泥の焼却所持込	100キログラムまでごとに	260円

5. 処理計画

(1) 収集運搬等計画

(ア) ごみ

1) 収集運搬する廃棄物の量

(直営及び委託)	○燃やすごみ(粗大ごみを含む)	48.0	トン/日
	○破碎ごみ(粗大ごみを含む)	0.6	トン/日
	○資源	6.8	トン/日

2) 収集区域の範囲

- ①直営収集 多治見地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)は、指示された分別・排出方法により出されたものについて、市が直営により収集する。

※収集運搬車両については別表1(P12)のとおり。

- ②委託収集 笠原地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)及び市内全域の資源(特別収集品目を含む)については、下記の委託業者が収集する。

〈委託業者〉

株式会社多治見市衛生公社

多治見市月見町3丁目72番地の4 電話22-6306

有限会社 笠原環境クリーン

多治見市笠原町2455番地の377 電話43-4455

3) 収集回数

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ①燃やすごみ | 週 2 回収集 |
| ②破砕ごみ | 月 1 回収集 |
| ③粗大ごみ | 材質により「燃やすごみ」か「破砕ごみ」へ |
| ④資源 | 各品目月 1 回収集 ※「特別収集品目」は 3 ヶ月に 1 回収集 |

4) 収集区分（詳細な区分、排出基準は収集カレンダーによる。）

①燃やすごみ

皮革類、草・剪定木類、厨芥類、布団、紙おむつ、ビニール類、資源にならないプラスチック類、ゴム類等

②破砕ごみ

板ガラス、鏡、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は除く。）等

※収集した小型家電については、分別を行い「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づいて、認定事業者への引渡しを実施。

③粗大ごみ

応接セット、ゴルフバッグ、家具類、スキー板、エレクトーン、袋に入らない家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く。）等

ただし、重さ50キログラム以下、最長箇所の長さ1メートル以下の物とする。

④資源

- | | |
|---------|---|
| 缶・金属類 | 飲料缶、その他の金属 |
| 紙類 | 新聞紙・折込チラシ、雑誌類・ざつ紙類、段ボール、飲料用紙パック |
| 布類 | 布・古着類 |
| ビン類 | 一升ビン、ビールビン、無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品 |
| ペット・発泡類 | ペットボトル、白色発泡トレイ、色・柄発泡トレイ・発泡スチロール |
| 特別収集品目 | 天ぷら油、電池・水銀体温計、蛍光管、陶磁器食器 |

5) 収集以外の方法によるもの

①自己搬入

家庭ごみは、自ら多治見市廃棄物処理センター※（多治見市堆肥化センターを除く。）に搬入することもできる。また、事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（ただし、市が処理できる種類に限る。）は、市の承認を得て、事業者自らが直接、指定された多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）へ搬入する。

※多治見市三の倉センター、多治見市大畑センターを示す。多治見市笠原クリーンセンターについては、平成28年3月末でごみの受け入れ（災害、火災等のごみを除く。）を休止。

②許可業者による搬入

家庭ごみや事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、収集運搬許可業者に委託して、多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）に搬入する。また、産褥物等については別に許可した事業者により多治見市火葬場に搬入する。（一部は、医療系廃棄物処理業者により処理される。）

〈市が許可した収集運搬許可業者〉

事業所名	住 所	電話番号
アースクリーン	多治見市笠原町913番地の10	43-6860
有限会社 笠原環境クリーン	多治見市笠原町2455番地の377	43-4455
株式会社 キレー	多治見市金岡町3丁目85番地	23-7814
株式会社 三光金属商会	多治見市三笠町3丁目48番地	22-1634
シノダ商事株式会社	多治見市音羽町4丁目25番地	26-7192
双葉興業有限会社	多治見市大原町1丁目52番地の1	56-5361
株式会社 橋本	可児市下恵土1丁目39番地	0574-63-1111
大東興業株式会社	春日井市西尾町282番地	0568-88-0966
中部メディカル有限会社	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	052-901-1310

※1 各事業所の収集運搬車両については別表2（P12、13）のとおり。

※2 一般廃棄物の収集運搬及び処分は、一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可を受けている事業所で充足しており、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の新規許可は計画していない。

③学校給食、多治見市民病院、岐阜県立多治見病院、第27区及び梅平団地の家庭から出る残菜、残飯

堆肥化センターに搬入して、堆肥として再資源化する。

〈委託業者〉

有限会社 池田南営農 多治見市三の倉町猪場1番地の1 電話22-7445

④ごみステーションでは収集しないが直接処分場に搬入すれば扱うごみ

基準を超える大きな粗大ごみ（おおむね重さ50キログラムを超える物又は最長箇所の長さ1メートルを超える物。）、ブロック、植木鉢、花瓶など食器以外の陶磁器類、浴槽、ホイール、パソコン

※パソコンの取り扱い

原則、資源有効利用促進法に基づくメーカー等によるパソコンの回収・資源化とする。
ただし、困難な場合は、多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）への持込みのみ可とする。（収集不可）

6）市では扱わないごみ

自動車用タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付自転車、エンジンオイル、ガスボンベ、粘土、土、砂、石、粉末状のもの、消火器（中身が入っているもの）、有害な薬品類、危険なもの、処理困難であると判断されるもの

※自動二輪車・原動機付自転車の取り扱い

二輪車リサイクルシステム（再資源化）が実施されるようになったため、市は自動二輪車及び原動機付自転車は受け取らない。

7) 収集および搬入方法

①収集によるもの

区分	内 訳	収集方法	備 考
家庭系 一般 廃棄物	燃やす ごみ	週 2 回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集 をする。	ごみステーション 2,500箇所程度 管理は町内会等の利用者 による
	破碎 ごみ	月 1 回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集 をする。	
	粗大 ごみ	粗大ごみシールが貼られているごみのみ収集する。 ただし、別に定める収集不適物は収集しない。 材質によって、「燃やすごみ」か「破碎ごみ」で排 出	
	資源	月 1 回、指定の場所で一定の基準に基づき分別され ている資源のみを収集する。	リサイクルステーション 600箇所程度 管理は町内会等の利用者 による
3 月に 1 回、指定の場所で一定の基準に基づき分別 されている有害ごみ等のみを収集する。			
犬、猫等の死体		市道上で占有者不明の犬、猫等の死体があった場合 は、連絡があった都度回収する。民有地で占有者不 明の犬、猫等の死体があった場合は、ごみステー ションでの回収とする。	

※収集日及び収集地区は別表 3 「令和 4 年度 多治見市 資源とごみの収集カレンダー」 (P14) の
とおり。

②搬入によるもの

多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）の利用できる時間は次
のとおりとする。

平日 午前 9 時～12 時、午後 1 時～ 4 時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

ただし、毎月第 3 日曜日の午前 9 時～12 時は、家庭ごみの搬入に限り利用可とする。

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電
小売店で引き取られないもので、直接指定地（大畑センター）へ持ち込まれたもの（家電リ
サイクル券が添付してあるものに限る。）を受け取り、保管及び指定引取場所への運搬を行
う。

8) 食品リサイクル及び草木類リサイクルの取り組み

①市内スーパー等から出る残菜、残飯

市外の食品リサイクル飼料化施設に搬入し、飼料として再資源化する。

i) 一般廃棄物再生利用計画書に基づき廃棄物処理施設の所在地の市町村との協議を行う。

ii) 市町村間の協議後、排出事業者と廃棄物処理事業者が契約を締結し、廃棄物処理施設
へ搬入する。

iii) 事業終了後、廃棄物処理施設の所在地の市町村へ実績報告を行う。

②地元のボランティア等の清掃で大量に排出される草木類

試験的な試みとして、予算の範囲内で市内の中間処理事業者に破碎処理を委託し、資源化
したものを地元に戻元する。

<委託業者>

株式会社 山田林業 多治見市甘原町506番地の 1 電話25-0863

(イ) し尿等

1) 収集運搬する廃棄物の量

- し尿 (委託業者搬入) 5.7 キロリットル / 日
○浄化槽汚泥 (許可業者搬入) 17.1 キロリットル / 日

2) 収集区域の範囲

① 直接収集

し尿は、多治見市行政区域内全域を委託収集とする。

○笠原町を除く全域 株式会社 多治見市衛生公社
多治見市月見町3丁目72番地の4
電話22-6306

○笠原町 有限会社 笠原環境クリーン
多治見市笠原町2455番地の377
電話43-4455

② 直接搬入

し尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者が、直接多治見市一般廃棄物処理施設（月見センター）へ搬入する。

〈市が許可した収集運搬許可業者〉

事業所名	住 所	電話番号	担当区域（浄化槽汚泥）	担当区域（し尿）
株式会社 多治見市衛生公社	多治見市 月見町3丁目 72番地の4	22-6306	笠原町を除く土岐川以南地域、池田小学校区及び前畑町、太平町4丁目に限る。	笠原町を除く全域
有限会社 岐東衛生社浄化槽部	多治見市 上野町1丁目 65番地	22-1503	土岐川以北地域（池田小学校区、前畑町及び太平町4丁目を除く。）	
有限会社 笠原環境クリーン	多治見市 笠原町2455番 地の377	43-4455	笠原町に限る。	

※1 各事業所の収集運搬車両については別表2（P12、13）のとおり。

※2 一般廃棄物の収集運搬及び処分は、一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可を受けている事業所で充足しており、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の新規許可は計画していません。

3) 収集回数

- し尿 定期収集 1回/月
○浄化槽汚泥 随時収集

4) 収集方法

- し尿 収集計画を広報紙に掲載し、その計画を基本に月1回の収集をする。
○浄化槽汚泥 設置者からの収集申込みにより、許可業者が必要に応じて収集をする。

5) 収集運搬する廃棄物の搬入先の内訳量

- し尿 多治見市月見センター（し尿処理施設） 5.7 キロリットル / 日
○浄化槽汚泥 多治見市月見センター（汚泥処理施設） 17.1 キロリットル / 日

(2) 中間処理計画

(ア-①) ごみ

1) 処理施設の概要

①多治見市三の倉センター（ごみ焼却施設）

- 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
- 型式 コークスベッド式直接熔融方式
- 公称能力 170トン／日（85トン/24h×2系列）

②多治見市堆肥化センター（生ごみ堆肥化施設・BDF製造施設）

- 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
（生ごみ堆肥化施設）
- 型式 堆肥化プラント
- 公称能力 1トン／日（1トン/24h×1系列）
（BDF製造施設）
- 型式 ME. X. チェンジャーME100β型
- 公称能力 100リットル／日（100リットル/24h×1系列）

③株式会社山田林業（木くず・草の破碎処理施設）※一般廃棄物処分業許可業者

- 所在地 多治見市甘原町506番地の1
- 型式 油圧式ハンマーミル
- 公称能力 198トン／日（198トン/8h×1系列）

④名古屋市大江破碎工場

- 所在地 名古屋市港区星崎町字南4047番地の13
- 型式 横型回転式破碎機
- 公称能力 400トン／日（200トン/5h×2系列）

2) 搬入される廃棄物の量

①多治見市三の倉センター

- 一般廃棄物
直接収集量（委託含む。） 48.6 トン／日（「資源」は除く。）

直接搬入量・自己搬入量 41.0 トン／日（「資源」は除く。）

○産業廃棄物 8.5 トン／日

②多治見市堆肥化センター

- 堆肥化プラント搬入量 0.3 トン／日 別紙
- BDF製造施設搬入量 0.1 トン／日(処理能力)

③株式会社山田林業（一般廃棄物処分業許可業者）

- 木くず・草搬入量 2.3 トン／日

④名古屋市大江破碎工場

- 破碎ごみ 200.0 トン／年

3) 搬入される汚泥の量

多治見市三の倉センター

- 下水道汚泥 23.2 トン／日
- し尿汚泥 0.6 トン／日

4) スラグの量及び処分方法

多治見市三の倉センター

- スラグの量 7.5 トン／日

○スラグの処分方法 資源化

5) メタルの量及び処分方法

多治見市三の倉センター

○メタルの量 1.9 トン／日

○メタルの処分方法 資源化

6) 飛灰の量及び処分方法

多治見市三の倉センター

○飛灰の量 6.9 トン／日

○飛灰の処分方法 埋立処分（大畑センター及び愛岐処分場）

(ア-②) 資源

1) 資源化の対象とするもの

① 缶・金属類	0.7 トン／日
② 紙類、布類	2.1 トン／日
③ ビン類	1.1 トン／日
④ ペット・発泡類	0.3 トン／日
⑤ 学校給食等の残菜、残飯	0.3 トン／日
⑥ 天ぷら油、陶磁器食器	0.3 トン／日
⑦ 持込み（紙類、布類）	0.8 トン／日
⑧ 持込み（ビン類、金属類、ペット・発泡類）	1.0 トン／日

2) 搬入施設の概要

① 多治見市大畑センター	多治見市大畑町大洞48番地の35
② 多治見市三の倉センター	多治見市三の倉町猪場37番地
③ 多治見市堆肥化センター	多治見市三の倉町猪場37番地

3) 資源回収業者に引き渡す前の処理

缶・金属類	飲料缶は圧縮処理、その他は処理業者へそのまま引渡し
紙類、布類	処理業者へ直接搬入
ビン類	一升ビン、ビールビンは種類別に選別 雑ビンは種類（無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品）ごとに選別後、破碎処理
ペットボトル	選別後、圧縮処理
白色発泡トレイ	選別後、袋詰処理
陶磁器食器	選別後、処理業者へそのまま引渡し

※「色・柄トレイ・発泡スチロール」は、三の倉センターで焼却して熱回収する。

(イ) し尿等

1) 処理施設の概要

多治見市月見センター（し尿処理施設）

○所在地 多治見市月見町3丁目73番地の2

○型式 標準脱窒素処理方式

○公称能力 61キロリットル／日

2) 搬入される廃棄物搬入者別の内訳

○し尿（委託業者） 5.7キロリットル／日

○浄化槽汚泥（許可業者） 17.1キロリットル／日

(キロリットル/年)

搬入者	種別	令和2年度搬入実績	搬入予定
株式会社 多治見市衛生公社	し尿	1,551	1,448
	浄化槽汚泥	1,305	1,331
	農集施設汚泥	28	30
有限会社 岐阜衛生社浄化槽部	し尿		
	浄化槽汚泥	3,852	3,813
	農集施設汚泥	0	0
有限会社 笠原環境クリーン	し尿	641	602
	浄化槽汚泥	1,137	1,113
	農集施設汚泥	0	0

3) 汚泥の量及び処分方法

○汚泥の量 0.5 トン / 日

○汚泥の処分方法 焼却処分 0.5 トン / 日 (三の倉センター)

(3) 最終処分計画

(ア) ごみ

1) 最終処分の概要

①多治見市大畑センター (管理型)

○所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35

○埋立地面積 4,260 平方メートル

○残存容量 22,800 立方メートル (令和2年度末)

②多治見市大畑センター (安定型)

○所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35

○埋立地面積 81,888 平方メートル

○残存容量 121,788 立方メートル (令和2年度末)

③多治見市笠原クリーンセンター (管理型)

○所在地 多治見市笠原町4022番地の7

○埋立地面積 6,100 平方メートル

○残存容量 29,640 立方メートル (令和2年度末)

④多治見市笠原クリーンセンター (安定型)

○所在地 多治見市笠原町4022番地の7

○埋立地面積 85,535 平方メートル

○残存容量 106,925 立方メートル (令和2年度末)

2) 搬入される廃棄物の内訳

① 一般廃棄物 1.1 トン / 日

② 破碎不適物 (若干量)

③ 産業廃棄物 3.2 トン / 日

④ 飛灰 4.1 トン / 日

3) 埋立方法等

①多治見市大畑センター（安定型）

安定 5 品目のうち、廃プラスチック類と金属類を除く、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類の埋立処分を行う。

②多治見市大畑センター（管理型）

三の倉センターから出る飛灰の埋立処分を行う。

③多治見市笠原クリーンセンター（安定型）

平成28年 4 月から受け入れを休止中。

④多治見市笠原クリーンセンター（管理型）

緊急時（災害や火災など）の廃棄物の埋立処分を行う。

（4）生活排水処理計画

1) 計画処理区域内人口	107,376	人
2) 水洗化、生活排水処理人口	101,826	人
合併処理浄化槽	3,460	人
公共下水道	98,236	人
農業集落排水	130	人
3) 水洗化、生活排水未処理人口	5,550	人
単独処理浄化槽	4,550	人
汲み取り式トイレ	1,000	人
4) 合併処理浄化槽設置補助基数	4	基

（5）重点的に取り組むごみ減量施策

1) ごみ処理手数料の見直しについて

ごみ処理手数料の見直しは、令和 3 年度から令和 6 年度（予定）に延期されたが、ごみの減量と再資源化（リサイクル）促進、排出者負担の公平性を図るため、持ち込課題を検討する。

2) 事業所のごみ減量指導と啓発

大量排出事業所に対して、ごみ減量計画の作成等、適切な指導を進める。廃棄物処理承認書交付時にチラシを配布し、搬入業者に廃棄物減量を啓発する。

3) 情報の発信

広報、FMたじみ（ピピ）、ホームページ、エコカレンダー等で、ごみ減量、分別方法の周知のための情報を発信する。

4) 環境フェア・講座の開催

環境フェアの開催、親子エコクッキング、おとどけセミナー等の講座を開催して、ごみ減量等に向けた更なる情報を発信する。

5) 食品ロスの削減

岐阜県主催の「ぎふ食べきり運動」に協力市として参加し、対象となる事業所と連携して、食品廃棄物や食品ロスの削減を推進する。

6) プラスチック製品の資源循環に向けた調査研究

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化については、国や他自治体の動向に留意しながら、調査研究を行う。

●別表1 収集運搬車両

(令和3年12月1日現在)

	種類	積載量 (トン)	台数
三の倉センター	パッカー車	3.00	6
		3.50	10
		4.00	1
	トラック	0.35	1
		2.00	1
		3.00	3

業者名		廃棄物			収集区域	し尿・浄化槽汚泥			収集区域		
		種類	積載量 (トン)	台数 (台)		種類	積載量 (トン)	台数 (台)			
市内	アースクリーン	パッカー車	2.10	1	多治見市内				浄化槽汚泥・し尿 笠原町に限る。		
	有限会社 笠原環境 クリーン	パッカー車	2.65	1						バキューム車	3.00
			3.00	1		3.70	1				
			4.40	1		7.10	1				
			4.80	1		汚泥濃縮車	1.62	1			
		ダンプ	3.00	1			2.80	1			
		ユニック車	0.35	1							
			0.85	1							
			1.50	1							
			2.00	1							
	3.70		1								
		3.95	1								
	有限会社 岐阜東衛生社 浄化槽部						バキューム車	2.70	4	※1	
				汚泥濃縮車		1.62	1				
	株式会社 キレー	パッカー車	2.00	1	多治見市内						
			3.00	1							
			4.45	1							
		トラック	2.00	1							
	株式会社 三光金属商会	パッカー車	2.00	2							
			2.20	1							
			2.50	2							
		トラック	2.00	1							
			3.00	1							
		コンテナ車	4.00	1							
	シノダ商事 株式会社	トラック	2.00	1							
	株式会社 多治見市 衛生公社						バキューム車	1.80	2	※2	
				3.00		2					
				ダンプ	4.00	3					
					11.00	2					
双葉興業 有限会社	パッカー車	2.00	1	多治見市内							
		2.75	1								
		4.00	1								
	トラック	2.00	1								
	コンテナ車	4.00	1								

※1 浄化槽汚泥：土岐川以北地域（池田小校区、前畑町及び太平町4丁目を除く。）

※2 浄化槽汚泥：土岐川以南地域、池田小校区及び前畑町、太平町4丁目に限る。（笠原町を除く）
し尿：笠原町を除く、多治見市内全域。

●別表２ 市が許可した収集運搬許可業者の車両

(令和３年１２月１日現在)

●別表２（続き）

業者名		廃棄物			収集区域	し尿・浄化槽汚泥			収集区域
		種類	積載量 (トン)	台数 (台)		種類	積載量 (トン)	台数 (台)	
県内	株式会社 橋本	パッカー車	3.00	1	多治見市内				
			4.65	2					
			5.20	1					
		ダンプ	3.80	1					
		コンテナ車	3.60	1					
			3.65	1					
			3.90	1					
			3.95	1					
			4.00	1					
			5.20	1					
		冷蔵冷凍車	2.95	3					
			3.10	1					
			3.20	1					
県外	大東興業 株式会社	パッカー車	1.55	1					
			2.30	2					
			2.50	1					
			3.20	2					
	中部メディカル 有限会社	トラック	3.00	2					

●別表 3

令和4年度 多治見市 資源とごみの収集カレンダー

収集区域町名(アイウエオ順)	曜 日	収集品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青木、大畑(前山団地を除く)、金山、 京、昭和、新、末広、錦、広小路1～3、 平和、三笠、御幸、 鵜之島(ホワイトタウンを除く)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(金)年内最終	6(金)収集開始		
	月	金属・紙・布類	4	9	6	4	1・29	26	24	21	19	23	20	20
		ビン・ペット・発泡類	18	23	20	18(祝)	15	12	10(祝)	7	5	9(祝)	6	6
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	18			18(祝)			10(祝)			9(祝)		
	水	破碎ごみ	6	11	8	6	3・31	28	26	23(祝)	21	25	22	22
三の倉、諏訪、甘原、ホワイトタウン	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(金)年内最終	6(金)収集開始		
	月	金属・紙・布類	11	16	13	11	8	5	3・31	28	26	30	27	27
		ビン・ペット・発泡類	25	30	27	25	22	19(祝)	17	14	12	16	13	13
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			27			19(祝)			12			13
	水	破碎ごみ	27		1・29	27	24	21	19	16	14	18	15	15
池田5(国道19号線より北)、喜多、 太平、高根、光ヶ丘、松坂	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	火	金属・紙・布類	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)
		ビン・ペット・発泡類	19	24	21	19	16	13	11	8	6	10	7	7
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		24			16			8			7	
	水	破碎ごみ	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
大原11、北丘、幸、昭栄(望恵台を含む)、 西山、根本	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	火	金属・紙・布類	12	17	14	12	9	6	4	1・29	27	31	28	28
		ビン・ペット・発泡類	26	31	28	26	23	20	18	15	13	17	14	14
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		31			23			15			14	
	水	破碎ごみ	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
池田、上野、小田、音羽、金岡、上山、 虎溪、栄、十九田、住吉、精華、大正、 大日、田代、月見、豊岡、長瀬、白山、 富士見、弁天、本1～4、前畑、緑ヶ丘、 宮前、若松、陶都の杜	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	水	金属・紙・布類	6	11	8	6	3・31	28	26	23(祝)	21	25	22	22
		ビン・ペット・発泡類	20	25	22	20	17	14	12	9	7	11	8	8
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			22			14			7			8
	水	破碎ごみ	27		1・29	27	24	21	19	16	14	18	15	15
大沢、大原(大原2の一部、3、11を除く)、 小泉、美山	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	水	金属・紙・布類	27		1・29	27	24	21	19	16	14	18	15	15
		ビン・ペット・発泡類	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	13			13			5				1	
	水	破碎ごみ	20	25	22	20	17	14	12	9	7	11	8	8
赤坂、大原2の一部、大原3、 大針、大藪、北小木、室、姫、平井	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(金)年内最終	6(金)収集開始		
	水	金属・紙・布類	27		1・29	27	24	21	19	16	14	18	15	15
		ビン・ペット・発泡類	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	13			13			5				1	
	水	破碎ごみ	20	25	22	20	17	14	12	9	7	11	8	8
生田、奥川、神楽、窯、上、坂上、下沢、 小路、新富、陶元、常盤、中、東、日ノ出、 平野(前山団地を含む)、広小路4、星ヶ台、 本5～8、美坂、明治、元、山下、山吹、 ビレッジハウス滝呂、笠原(栄、上原、向島)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(金)年内最終	6(金)収集開始		
	木	金属・紙・布類	7	12	9	7	4	1・29	27	24	22	26	23(祝)	23
		ビン・ペット・発泡類	21	26	23	21	18	15	13	10	8	12	9	9
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		26			18			10			9	
	水	破碎ごみ	6	11	8	6	3・31	28	26	23(祝)	21	25	22	22
市之倉、滝呂(ビレッジハウス滝呂を除く)、 笠原(音羽、神戸、富士、釜、平園)	火・金	燃やすごみ 特別収集	29(祝)					23(祝)			30(金)年内最終	6(金)収集開始		
	木	金属・紙・布類	14	19	16	14	11(祝)	8	6	3(祝)	1	5	2	2・30
		ビン・ペット・発泡類	28		2・30	28	25	22	20	17	15	19	16	16
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			2		25			17			16	
	水	破碎ごみ	20	25	22	20	17	14	12	9	7	11	8	8
小名田、希望ヶ丘、虎溪山(陶都の杜を除く)、 高田、東栄、西坂、東山	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	金	金属・紙・布類	8	13	10	8	5	2・30	28	25	23	27	24	24
		ビン・ペット・発泡類	22	27	24	22	19	16	14	11	9	13	10	10
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	22			22			14			13		
	水	破碎ごみ	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
旭ヶ丘、明和	月・木	燃やすごみ 特別収集				18(祝)	11(祝)	19(祝)	10(祝)		29(木)年内最終	5(木)収集開始	23(祝)	
	金	金属・紙・布類	15	20	17	15	12	9	7	4	2	6	3	3・31
		ビン・ペット・発泡類	1・29(祝)		3	1・29	26	23(祝)	21	18	16	20	17	17
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	1			1			21			20		
	水	破碎ごみ	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29